イ　連結親法人又はその連結子法人で繰越税額控除限度超過額（法第六十八条の十五第三項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）を有するものの当該連結事業年度の個別所得金額

ロ　繰越税額控除限度超過額を有する連結親法人の当該連結事業年度の個別所得金額及び繰越税額控除限度超過額を有する各連結子法人の当該連結事業年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該連結事業年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその特定国際戦略事業の用に供した特定機械装置等につき法第六十八条の十五第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

4　法第六十八条の十五第十一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号のいずれにも該当する連結法人にあつては、当該各号に定める金額の合計額）とする。

一　指定連結親法人又はその指定連結子法人で当該供用年度において特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設したもの　当該特定機械装置等につき法第六十八条の十五第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

二　連結親法人又はその連結子法人で当該連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有するもの　当該繰越税額控除限度超過額のうち法第六十八条の十五第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

5　法第六十八条の十五第十二項に規定する政令で定める金額は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された連結親法人又は連結子法人について、法第六十八条の十五第五項の規定により当該承認の取消しのあつた日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額に加算された金額とする。

6　法第六十八条の十五第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七十一条第一項第一号及び第二項第一号並びに第八十一条の十九第四項第一号ロ及び第二号ロ	掲げる金額に	掲げる金額（租税特別措置法第六十八条の十五第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に
第八十一条の二十二第一項第二号	前節（税額の計算）	前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）
第八十一条の三十一第一項	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第六十八条の十五第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額

（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

第三十九条の四十五の二　法第六十八条の十五の二第一項に規定する政令で定めるところにより証明がされたものは、財務省令で定める書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた場合における同項の規定の適用を受けようとする連結法人とする。

2　法第六十八条の十五の二第一項に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合は、前項に規定する場合とする。

3　法第六十八条の十五の二第一項に規定する他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものは、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものとする。

4　法第六十八条の十五の二第二項第一号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　役員（法第六十八条の十五の二第二項第一号に規定する役員をいう。次号及び第三号において同じ。）の親族

二　役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　前二号に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの

四　前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

5　法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人又は分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）に該当する場合の当該連結親法人及びその各連結子法人の同項第一号に掲げる離職者（同号に規定する離職者をいう。）についての要件については、当該要件を満たすかどうかの判定に係る当該連結親法人及びその各連結子法人の同項に規定する適用年度（以下この条において「適用年度」という。）開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、法第四十二条の十二第一項第一号に掲げる離職者（同号に規定する離職者をいう。）についての要件を満たすかどうかの判定に係る当該事業年度）は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める連結事業年度とする。

一　合併法人　次に掲げる合併法人の区分に応じそれぞれ次に定める連結事業年度

イ　適用年度において行われた合併に係る合併法人　当該合併法人の基準日（当該適用年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（次項及び第十四項において「連結親法人事業年度」という。）開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該適用年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）のうち最も古い連結事業年度開始の日（当該最も古い事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）をいう。以下この条において同じ。）から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。イにおいて「調整対象年度」という。）並びに当該合併に係る被合併法人の各調整対象年度及び当該適用年度開始の日以後に開始する各連結事業年度（当該適用年度開始の日以後に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）

ロ　基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた合併に係る合併法人　当該合併法人の基準日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。ロにおいて「調整対象年度」という。）及び当該合併に係る被合併法人の各調整対象年度

二　分割法人等　次に掲げる分割法人等の区分に応じそれぞれ次に定める連結事業年度

イ　適用年度において行われた分割等（分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。次号イにおいて同じ。）に係る分割法人等　当該分割法人等の基準日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）